

令和 7 年 3 月 25 日

文 部 科 学 省

初等中等教育局学校情報基盤・教材課

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（改訂案）に関する

パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（改訂案）について、令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 1 月 24 日までの期間、電子メール・郵便・ファックス・電子政府の総合窓口 e-Gov の意見フォームを通じて、広く国民の皆様からご意見の募集を行いましたところ、合計 58 件のご意見をいただきました。

今回ご意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重なご意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

該当ページ	該当箇所	意見概要	文部科学省の考え方
P2	はじめに	“さらに、生成 AI の登場など、教育現場を取り巻く技術は日々変化している。”という記載に関して、先日「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」が公開されたが、生成 AI については特に触れないのか。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P2	はじめに	“さらに、生成 AI の登場など、教育現場を取り巻く技術は日々変化している。”という記載に関して、“技術”は“状況”等の方が適切ではないか。	いただいたご意見を踏まえ、“技術”を“環境”に修正いたします。
P15	第1編第3章 (1)①	“長期的な視点でのコスト比較・検討を行うことが必要。”という記載に関して、十分に実施されなかった結果、オンプレミスより高い費用となる場合も散見される。ただし書きではなく、本文として、注意喚起すべきと考える。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P22	第1編第3章 (3)②(イ)	“パブリッククラウド上で重要な情報（重要性分類Ⅱ以上）を取り扱う際には、多要素認証を含む強固なアクセス制御による対策を講じなければならない。”という記載に関して、 P192「図表 13 強固なアクセス制御による対策を講じたシステム構成例」に記載がある内容を、必要なセキュリティ対策としてチェックリストなどを作成し、確実に実装することが求められる。強固なアクセス制御による対策を講じたシステム構成に移行するに当たり、重要性分類に応じて必要なセキュリティ対策・機能の要件リスト（必須・推奨）を作成いただきたい。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P22	第1編第3章 (3)②(イ)	“複数回誤ったパスワードを入力した際のロック機能の有効化”という記載に関して、第三者が意図的に誤ったパスワードを複数回入力し、アカウントをロックさせることによって、正当な利用者のアクセスが阻害された事例があることから削除すべき。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

P36	第2編3.1. 例文 図表7	保護者アンケートの結果等、全国の学校における働き方改革事例集に記載されているような事例について、取り扱う重要性分類に例示があったほうが、より分かりよいと考える。 アンケートは、内容によって重要性分類ⅡになるものもあればⅢになるものもあると考えられるため、例示があると、より分かりよいと考える。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P38	第2編3.1. 解説(1)	“学習活動で”という記載に関して、“学習活動の中で”という表現の方が適切ではないか。	いただいたご意見を踏まえ、第2編3.1解説(1)及び図表7の記載を“学習活動で”から“学習活動の中で”に修正いたします。
P44	第2編3.2. 例文(7)⑤ (ア)	車両等により重要性分類3以上の情報資産を運搬する場合は、必要に応じ暗号化又はパスワードの設定を行う等の安全管理措置を講じ、宛名・差出名を明記して、厳重に封印しなければならない。という記載に関して、車両で情報資産を運搬する場合は、基本的に印刷された文書が考えられるため、印刷された文書を運搬する場合は、運搬中に印刷された文書が散乱しないよう箱に収納し、厳重に封印する、落下しないよう積載する等の安全管理措置を講じ、産業廃棄物として処理しなければならない。等の表現にしてはどうか。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P45	第2編3.2. 例文(8)	リース返却を教職員等が行うことは少ないのではないか。立会についても、業者の引取りは教育委員会でもよいのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
P46	第2編3.2. 解説(5)	統合型校務支援システムの共同調達・共同利用を行う場合の、ID管理の体制や運用方法について記載いただきたい。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P58	第2編4.3.	サーバ、ソフトウェア、端末については定期的にバージョンアップを行う旨規定があるが、通信回線装置については明記されていない。通信回線装置のバージョンアップの必要性についても明記すべき。	いただいたご意見を踏まえ、通信回線装置のバージョンアップに関する記載を追記いたします。

P58	第2編4.3. 例文(3)	“インターネットを通信経路とする回線の場合、通信の暗号化を行わなければならない。”という記載に関して、通信経路の暗号化も、通信の暗号化と同等の対策とみなしていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、通信の暗号化には通信経路の暗号化も含まれることが分かるよう、第3編(1)の用語定義に追記いたします。
P65	全体	“Webフィルタリングソフト”という記載に関して、“Webフィルタリング”という表現の方が適切ではないか。	いただいたご意見を踏まえ、“Webフィルタリング”に記載を統一いたします。
P69	第2編4.6. 解説(1)	“共用端末の場合は、運用管理責任が曖昧になる危険性があるため、モバイル型端末の場合は、保管庫からの取り出しから返却までの運用管理手順を規定する必要がある。”という記載に関して、他の記載では“モバイル型端末”ではなく“モバイル端末”となっている。統一した方がよい。	いただいたご意見を踏まえ、“モバイル端末”に記載を統一します。
P79	第2編5.2. 例文(19)⑩	“私物端末など承認されていない端末を学校に持ち込んで、学校のネットワークにつながらないこと”という記載に関して、承認されていない端末を繋がないことが趣旨であると理解するが、“私物端末など”が文頭にあると、本質的な情報が伝わりきらないのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、許可されていない端末の利用を禁止するものであることが伝わるよう、表現を適正化いたします。
P145	第2編9.1.	昨今の教員現場におけるインシデントとしてストレージサービス利用時のファイル共有権限設定ミスによる情報漏えいが多い。人による管理には限界があると考えられるため、ストレージサービス側の自動タグ付け機能もしくはDLPといった要素技術を用いることにより未然に防ぐ対策の追加が必要であるとする。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

P153	第2編9.1. 解説(3)	“その手段・方式によっては、高い情報処理能力が求められ、システムの処理能力が低下する等の副作用が生じることや、そのコストを総合的に考慮し、必要に応じてクラウド利用者が選択すること。”という記載に関して、実際のパフォーマンスへの影響については、導入前のシステム選定の際に検証・評価すれば十分と考えるため、ガイドラインであえてパフォーマンスへの悪影響などについて言及し、導入をためらわせる必要はないと考える。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P168	第2編9.3. 解説(5)	“同一のクラウドサービス上で学習系情報と校務系情報のいずれもを取り扱う場合は、教職員等による誤保管や誤表示のリスクがあることに留意されたい。このような場合は、校務系用途と学習系用途で教職員用アカウントを分ける等の措置を推奨する。”という記載に関して、アカウントを分けたとしても、同一テナント上であれば、ファイルの暗号化対策ができない場合もあるため、アカウントを分ける以外の対策を具体的に記載いただきたい。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P174	第2編10.1.	“監査を行う者は、十分な専門的知識を有するものでなければならない。また、適正な監査の実施の観点から、監査の対象となる情報資産に直接関係しない者であることが望ましい。”との記載がある一方で、例示に“情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立した者に対して、監査の実施を依頼しなければならない。”とある。監査の観点からは、当然の内容であるが、教育セキュリティポリシーにおいて、この例示を求めることは非常に困難な実態があると考え。例示についても“望ましい”としてはどうか。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P192	第3編(3)(図表：学校におけるネットワーク等の構成のイメージ)	“以下の図表は、ネットワーク等の構成のイメージであり、”としながら、“GIGAスクール構想の実現に向けたクラウドの活用を前提とした今後の推奨ネットワーク構成である。”とも記載されており、“イメージ”なのか“推奨ネットワーク構成”なのか分かりにくい。	いただいたご意見を踏まえ、表現を修正いたします。

P. 192	第3編(3)図表 13, 15	図中のアイコンについて、特定の製品を想起させるため、差し替えるべき。	いただいたご意見を踏まえ、第3編(3)図表13、15を修正いたしました。
P193-194	第3編(3)図表 14	マルウェア感染した端末のふるまいを検知するためには、C2通信の検知やDNSセキュリティ機能が有効であり、要素技術に追加すべき。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P193-194	第3編(3)図表 14	サイバー攻撃やマルウェア感染、C2通信などを防御するためにSSL復号技術は必須。外部のサイトとの通信において、個人情報を含むデータやファイルの送信などの検査を行うためにもSSL復号は必要な技術であり、要素技術に追加すべき。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P193-194	第3編(3)図表 14	“多要素認証を含む強固なアクセス制御による対策”について、多要素認証を回避する攻撃(Adversary-in-the-Middle (AiTM))が存在しており、SMS等で受信した認証情報を窃取される恐れがあるため、FIDO2認証や電子証明書による認証をガイドライン内で言及ならび推奨した方が良い。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
P193-194	第3編(3)図表 14	“②-4 アンチウイルス”について、規定箇所が“5.2 教職員等の遵守事項 例文・解説(18) ②”となっているが、“解説”がない。	いただいたご意見を踏まえ、“解説”の記載を削除いたします。